

文初教第 267 号  
平成 3 年 8 月 26 日

各教科書発行者 殿

文部省初等中等教育局長  
坂 元 弘 直

教科書の定価の表示について（通知）

このことについては、平成元年 4 月 27 日付け文初教第 176 号で通知しているところですが、この度消費税法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 73 号）の施行に伴い平成 4 年度使用教科書から当分の間、下記のとおりとしますので、今後の教科書の発行に当たり御配慮願います。

なお、平成元年 4 月 27 日付文初教第 176 号「教科書の定価の表示について」は廃止します。

記

奥付に「定価 文部大臣が認可し官報で告示した定価〔消費税に相当する金額を含む。〕（上記の定価は、各教科書取次供給所に表示します。）」とあるのを、「定価 文部大臣が認可し官報で告示した定価（上記の定価は、各教科書取次供給所に表示します。）」と表示するものとする。